

以下は、『北海道建設新聞』からの取材でお話しした内容です。2011年12月15日付けの新聞に掲載。

市の公契約条例をめぐって

## 「末端の賃金を直接担保－技能者育成など事業者プラス面も」

北海学園大学准教授 川村 雅 則

2010年、私は道から委託を受け、季節労働者と事業者を対象に大規模な実態調査を実施した。ある30代のコンクリートポンプ車の運転手は、勤続十数年の熟練技能者であるにもかかわらず、移動時間や車両洗浄作業時間分の給与がカットされ、収入が減った。3人の子どもを育てるため市営住宅に転居し、親からの支援を受けながら何とか続けているという。

また40代の型枠大工は、経験20年のベテランだが、労働時間が1日15時間と非常に長い上に日給は9000円程度に低下し、交通費も支給されなくなったため、転職を考えている。

調査では、こうした貧困の実態が広範にあることが明らかになった。年収200万円未満が6割を占め、国保料の滞納や年金保険料の未納・未加入も少なくなかった。賃金は年々下がっており、二省単価での規制は実効性が乏しい。この実情を何とかしなければというのは共通認識だろう。

公契約条例は末端の賃金を直接担保するという意味で、効果的な歯止めとなる。若い技能者の育成など、事業者にとってもプラスの要素は多いはずだ。

本来、同条例は事業者にとって負担を増すものではない。最低賃金の引き上げと異なり、設定賃金の原資は公的機関からの発注単価に上乗せされるべきものだからだ。労働者の消費購買力や担税力を確保することで、地域経済や自治体財政にとっても効果がある。

公共事業の大幅な減少に加え、落札価格の低下により事業者が苦しい経営状況にあるのはよく分かる。発注単価や落札率の改善については全面的に賛同する。大事なものは、公契約条例を端緒として、適正価格の設定・確実な収受をはじめ、公共事業の中身の転換、元請けと下請けの契約関係の在り方などの改革を、同時並行的に進めることだ。

公契約条例は本来、国法で規定されるべきものだ。安すぎる公共サービスに対して品質や利用者の安全確保の面から警鐘が鳴らされ、2009年に公共サービス基本法が成立したが、その内容が抽象的だったため、具体化が求められていた。

地方自治法は自治体の基本的な任務を「住民の福祉の増進を図ること」と規定しているのだから、国が動かないのなら自治体が公共サービスの公正さを担保する必要が

ある。建設業の窮状をただ見過ごすのではなく、国を先導する形でこの問題に取り組むべきだ。